

第 1 回小諸市景観審議会 議事録

<p>1 . 開会 14 : 00</p>	<p>事務局</p>	<p>本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、只今から、「第1回小諸市景観審議会」を開会いたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めます、都市計画課長の大池と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議は概ね2時間、午後4時頃の終了を予定しておりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>本日もご出席いただいております委員の方は、現在9名でございます。委員総数13名の半数以上ですので、小諸市景観条例第43条の規定によりまして、本審議会は成立いたしました。</p> <p>なお、中嶋委員、橋詰委員、野口委員はご欠席のご連絡をいただいております。</p> <p>また、この審議会は全体を通して基本的に公開としたいと存じます。記者の方の写真やビデオ撮影も許可してまいりたいと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。</p> <p>【委員了承】 それでは公開ということにさせていただきたいと思っております。</p>
<p>2 . 辞令交付</p>	<p>事務局</p>	<p>それでは、まず始めに、委員の皆様へ辞令を交付いたします。こちらからまわりますので、お席の位置で立っていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>市 長</p>	<p>【辞令交付】</p>
<p>3 . 市長あいさつ</p>	<p>事務局</p>	<p>それでは、開会にあたりまして、市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
	<p>市 長</p>	<p>この度は小諸市景観審議会委員をご委嘱申し上げました。是非いろいろとご指導、ご支援、ご協議等などでの活発な発言をお願いしたいと思います。</p> <p>小諸市はこのたび「景観行政団体」ということで、長野県では10番目になりますが、小布施とか松本とかに次いで景観行政団体という形で指定を受け、これまで以上に景観行政を進めていくという思いです。</p> <p>まず条例をつくり、9月1日より一部施行する中でこの審議会の設置を決め、只今ご委嘱申し上げたということでございます。</p> <p>景観という問題は大変難しい面もありますが、小諸市の進むべきまちづくりの基本的理念を文化の薫り高いまちとい</p>

		<p>うことで考えています。そういう中で、景観というものはこれから極めて重要になってくるのではないかと。できればもっと早く景観行政団体になりたいと思いましたが、準備の都合がいろいろとありまして、この9月という形で進めてまいりました。</p> <p>皆様の深い学識、経験、お知恵などいただく中でよりよい審議会、今日は計画についてご審議いただくわけですが、良い計画となりますよう皆様のご支援をお願いしまして、一言開会にあたってのあいさつとさせていただきます。</p> <p>本日はご苦労様です。今後ともよろしくお願いいいたします</p>
	事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで大変申し訳ございませんが、市長は公務がございますので、退席させていただきます。</p> <p>【市長退席】</p>
(自己紹介)		<p>それでは、今回は初めての審議会でございます。改めまして委員の皆様のご紹介と、事務局職員の紹介をさせていただきます。お手元の「小諸市景観審議会名簿」をご覧ください。</p> <p>申し訳ございませんが、委員の皆様より自己紹介をお願いしたいと存じます。</p> <p>【委員自己紹介】</p> <p>続いて事務局の自己紹介をします。</p> <p>【事務局自己紹介】</p>
4. 景観審議会について	事務局	<p>続きまして、お手元の次第の4番、説明「小諸市景観審議会について」移ります。事務局よりご説明いたします。</p> <p>説明の前に、お手元の資料のご確認をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回小諸市景観審議会次第 ・ 小諸市審議会名簿 ・ 議案第1号 <p>小諸市景観計画(案)</p> <p>続きまして資料としまして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資料1 「小諸市景観審議会について」 ・ 資料2 「景観計画策定スケジュール」 ・ 資料3 「屋外広告物規制図案について」 ・ 資料4 「屋外広告物のしおり」 でございます。 <p>不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。よろしいでしょうか。</p>
	事務局	<p>小諸市景観審議会につきましてご説明いたします。</p> <p>小諸市は本年9月1日に景観法に基づきます景観行政団体</p>

		<p>になりました。</p> <p>これを受けまして景観法に基づきます小諸市景観計画及び小諸市景観条例によりまして良好な景観形成を推進していきたいと考えています。</p> <p>また、計画、条例ともに、景観団体の移行にあたりまして、長野県と協議する際に案としてまとめており、今後の策定の手続きを経まして平成23年来年の4月1日より計画が発効、条例が全面施行していきたいと思っております。</p> <p>計画条例の推進にあたりましては主に規制誘導に関わる景観施策を中立公平専門的に審議いただくためこの小諸市景観審議会を設置するものでございます。</p> <p>本日も審議ただきます景観計画に関する事項としましては、景観条例第7条で市長が景観計画の策定及び変更するときは審議会の意見を聞かなければならないと規定をされております。この景観計画につきまして、景観法に定められています都市計画審議会の意見を来月12月10日に徴収していきたいというふうに考えております。</p> <p>この両審議会よりご同意いただいた後、告示縦覧を経まして、来年度4月1日より景観計画の発効という予定でございます。</p> <p>また、この審議会のその他の任務としましては、今後の条例に基づいて行われます届出の変更命令ですとか、その際にご審議いただくこと、また景観条例第24、29条にあります景観重要建造物、景観重要樹木こうしたものの指定の際にご審議をいただくことがございます。条例の審議会に関することを抜粋して資料1に付いておりますので、ご確認いただければ幸いに存じます。</p> <p>また会議の開催予定ですけれども、今後は概ね年1から2回を予定しておりますのでお願いしたいと思います。説明は以上でございます。</p>
	事務局	それでは、ただいまの説明に対してご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
	委員	異議なし。
	事務局	ありがとうございます。
5. 会長・副会長の互選	事務局	それでは、会長副会長の互選に入りたいと存じます。まず会長につきまして、立候補なり推薦なりあればお願いしたいのですがいかがでしょうか。
	委員	事務局で何かあれば。

	事務局	それでは事務局案でよろしいでしょうか。それでは事務局より出澤委員さんをお願いしたと考えておりますがいかがでしょうか。
	委員	(拍手)
	事務局	ご異議が無いようですので、出澤委員を会長に選出することでお願ひします。 続きまして副会長ですが、どなたかご意見等ある方いらっしゃいましたらお願いしたいと思ひますが。
	委員	事務局一任。
	事務局	今、事務局一任という声がありましたので、事務局案をお願いいたします。それでは、副会長には黒田委員さんをお願いしたいと思ひますがいかがでしょう。
	委員	(拍手)
	事務局	ご異議が無いようですので、黒田委員さんをお願いいたします。 それでは、出澤委員、会長席へお移り願ひします。
		【会長、会長席へ】
(会長あいさつ)	事務局	それでは、会長一言ご挨拶をお願いいたします。
	会長	只今、会長という大変重い役をご指名いただきまして、身の引き締まる思いでございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。 さきほど、委員さんから小諸には小諸だけが持つ他地域に勝る景観という話、景観という財産という話がありました。この財産を守って育てるために皆様のお力をいただきたいと思っておりますのでどうかよろしくお願ひいたします。 景観という問題について、基本的にはそこに住む人達が生活する姿あるいはそこに住む人の心が形として表れるものだと思っております、ただ単に景色が良いとかそういうことではないと思っております。そのことで私たちが生活する中で、経済を含めて様々なシステムの中でよりよい環境をつくりあげることがこの審議会に課せられた責務と思っております、小諸市の一層の発展を願ひながら小諸市の皆さんにとってより良い生活環境、また小諸を訪れる皆さんにとってより良いまちになるという形で微力ながら皆様と共に努力していきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。
	事務局	それでは、この後の進行につきましては小諸市景観計画条例第 43 条に基づきまして出澤会長をお願いしたいと思ひま

		す。出澤会長、よろしくお願いいたします。
6 . 議事	会長	<p>まず、議事に先立ちまして、さきほどお話しのありました会議の公開、非公開について確認いたします。</p> <p>本日の案件につきましては、会議は公開とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、引き続きそのような形でお願いします。</p> <p>それでは、事務局より事務局より説明をお願いします。</p>
(1) 議案第 1 号	事務局	<p>それでは、諮問事項としまして「小諸市景観計画の策定について」ご説明いたします。</p> <p>スケジュール・・・資料 2</p> <p>概要説明・・・PPT</p> <p>説明ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過と今後の予定。 ・計画案について <ul style="list-style-type: none"> ・小諸の景観の特徴 ・目的、役割 ・市全域が計画区域。5地区の地区分け。 ・基本理念 ・市民、事業者、NPO等、市の役割 ・各地区（5地区）の景観形成方針 ・視点場 2箇所選定。写真提出求める。 ・重点地区 当初はR 1 8以北（南30m含む） ・今後の重点地区指定 ・届出対象行為 重点地区は小規模から届出必要 ・届出フロー ・景観形成基準 ・色彩について（彩度規制） ・景観重要建造物、樹木の指定方針 ・景観形成住民協定 <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願いします。</p>
	会長	<p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。内容が多いものですから、いかがでしょうか。</p>
	委員	<p>景観地区を5つに分けるといいますが、小諸の場合は市街地、郊外とあるわけですが、地区ごとの考え方はある程度そちらでまとめているのでしょうか。それから全体的なものをどう進めていくのか伺いたいのですけれど。</p>
	事務局	<p>5つの地区に分け、目標、目標を達成するために形成の方</p>

		<p>針を設けています（PPTで再度説明）。これに向かってまずは取り組みます。</p> <p>後は、さきほどの18号より上のような重点地区として強化していく予定です。例えば本町のまちなみを重点地区に指定し、より保全に力を入れるという取り組みもできます。やはり、住民の皆さんの意見によって作っていくような形になります。</p>
	委員	<p>わかりました。もう一つ伺いたいのは、予算的なことはどうでしょうか。当然予算的な問題も出るとは思いますが</p>
	事務局	<p>当然、予算も必要になるとは思います。現在協定を結んでいる6団体には、市から協定に基づいた補助金を検討しています。現状ですと、年間4万円を元に地区の形成をいただいています。今度は市条例になりますけれども、来年度からも補助を検討していきたいと考えています。</p>
	会長	<p>さきほどの委員さんの質問には、若干きちんと回答されていないように思いますが。小諸市全体はどうかというご質問があったかと思えます。</p>
	事務局	<p>全体につきましては、視点場を設けるということがあります。また、景観審議会の運営に関わること。後は計画のPRを含めまして総合的に考えたいというのが一つございます。</p> <p>もう一つは現在もやっている花いっぱい運動という景観美化の取り組み、こちら苗を用意して、希望団体に配布しているので、来年度以降も続けていきたいというふうに思います。</p> <p>まずは景観計画が策定できましたら、計画ができたこと、景観行政団体になった、景観に力をいれていますということをきちんとPRすることを始めます。計画が机上のものだけでなく目的を達成できるよう予算化していきたいと考えています。</p>
	委員	<p>P26重点地区の指定についてですけれども、上から来て景観形成住民協定締結とありますが、既に結ばれている地域はここまでできていると考えて良いのでしょうか。</p>
	事務局	<p>P26のフローについては、基本フローとしています。実際に締結されている地区は当然住民の皆さんとの協議も必要ですけれども、重点地区に向けて協定を基に話をさせていただきたいと考えています。</p> <p>まちづくりという中で景観だけではなく他の面もあると思うので、どの方法が一番良いかという中で、重点地区の指</p>

		定が必要という結論が出ましたら、指定していくという流れです。P 2 6 は基本的な流れで、それぞれの地区の状況に応じて検討したいと考えています。
	委員	P 2 8 ですがけれども、届出から 30 日前で間に合うのかなということを含め、よくわからないのですが。
	事務局	<p>工事の着手ですので、例えば住宅を建てる場合、30 日前までに届出をいただき、現地確認、書類上不備がないか、書類の形態意匠、色彩があっているかなどチェックさせていただきます。</p> <p>工事が終わった後、計画通り行われているかということも当然確認しないといけませんので、その点で 30 日という期間がございまして、確認、審査、決裁が十分に対応できると思います。</p>
	委員	品物を注文したりしたら、30 日で本当に大丈夫なのかなと思うのですが。
	事務局	届出から 30 日というのは法律で決まっております。当然それ以前に窓口でアドバイスや打ち合わせをしていきたいと思っておりますし、その前段としてこの計画、例えば色の規制につきましては、地元の建築士さん、建設業の皆さんにこれから説明もさせていただきますが、ご理解いただいて、事前にルールを知っておいていただいて打ち合わせをしたいと考えております。
	委員	法律ですか。わかりました。
	委員	今回の計画にはないのですが、古い建物を壊されることへの歯止めとかそういうことは。景観法で根本的に抜けているところですがけれども。
	事務局	<p>そういったことにつきましては、恐らく壊されて欲しくないものが多く残っている場所というものがあると思いますので重点地区で考えたいと思います。</p> <p>法律や条例で難しいものは住民協定もありますので、例えば、実際に、北国街道沿いは住民協定があります。できればそういった面も含めながら地元の皆さんと重点地区という形で進めていきたいという考えでございまして。</p>
	会長	<p>他にございましてでしょうか。それでは、ご意見も出尽くしたようですので、採決に移ります。</p> <p>議案第 1 号 小諸市景観計画の策定について、原案どおり</p>

		決することにご異議ございませんか。
	委員	異議なし。
	会長	それでは、異議なしということでお願いします。 その他ということで事務局よりご説明をお願いします。
(2) その他	事務局	それでは、(2)その他につきましてご説明します。 資料3.4 説明ポイント ・屋外広告物については、県条例により規制。 小諸市内には禁止地域と許可地域がある。 ・中部横断自動車道供用開始に伴い、道路の両側500m以内を禁止地域、1000m以内で禁止地域を除く部分を許可地域に指定する予定。 ・規制対象は中部横断自動車道上から明確に視認できるもの。 ・広報10月号で周知、また国道141号沿道については、規制地域内の事業者あて個別に通知。
	会長	これは報告ということでよろしいでしょうか。ご質問等ございますでしょうか。
	委員	(意見なし)
	会長	全体を通して何かご意見等ございますでしょうか。 ないようでしたら、ここで議長を降りさせていただきます。 ありがとうございました。
	事務局	議長さんお疲れ様でした。 それでは、全体を通しまして7.その他 としまして何かありますか。聞きもらったところ報告等ございますでしょうか。
7.その他	会長	ちょっとよろしいでしょうか。今日は4人の委員さん御欠席ということでできるだけ早めにご連絡いただいて多くの皆さんにご出席いただいた方が良いと思いますので。
8.閉会 14:58	事務局	わかりました。 他にございますでしょうか。 それでは、本日はお忙しい中、ありがとうございました。 以上で、第1回小諸市景観審議会を閉会します。